

自宅等におけるオンライン授業の取扱いについて

令和6年7月30日
学 長 裁 定

オンライン授業（同時双方向型及びオンデマンド型のオンライン授業をいう。以下同じ。）を実施する場合において、自宅等（自宅又は通常の勤務場所と同等に業務を遂行することが可能と認められる場所をいう。以下同じ。）を就業場所とする場合の要件、手続その他の取扱いは、当分の間、以下のとおりとする。

1. 自宅等においてオンライン授業を実施できる場合

教員（非常勤講師を含む。以下同じ。）が、自宅等を就業の場所として、オンライン授業を実施することができるのは、次のいずれかに該当する場合とする。

- ① 災害、交通機関の事故、運休等により通勤が困難である場合
- ② 学生の授業時間の確保又は非常勤講師の計画的な確保の観点から、自宅等を就業の場所とすることがやむを得ないものとして、所属長が特に必要と認める場合

2. 手続等

《1. ①の場合》

自宅等においてオンライン授業を実施する必要があるが生じた都度、速やかに、所属長に届け出るものとする。

《1. ②の場合》

自宅等におけるオンライン授業の実施を必要とする理由を明らかにした上で、原則として、事前に所属長に申請し、承認を得るものとする。

3. 自宅等における勤務中の就業条件等

- ・ 所定勤務時間、始業時刻、終業時刻及び休憩時間は、鳥取大学職員の勤務時間及び休暇等に関する規程（平成16年鳥取大学規則第45号）第5条、第6条及び第10条から第14条までの規定並びに鳥取大学有期契約職員就業規則（平成16年鳥取大学規則第53号）第34条及び第35条の規定に定めるところによること。
- ・ 労働災害防止の観点から、教員は、自宅等の作業環境、設備等の整備に留意し、自身の健康管理を行うこと。
- ・ 鳥取大学個人情報保護の取扱規則（平成17年鳥取大学規則第48号）、鳥取大学情報セキュリティ基本方針に関する規則（平成24年鳥取大学規則第75号）、鳥取大学情報システム運用基本規程（平成24年鳥取大学規則第76号）その他情報セキュリティ関連規則を遵守しなければならないこと。

4. 費用負担

自宅等におけるオンライン授業の実施に伴って発生する光熱水費、通信費その他の費用は、教員の負担とする。

5. その他

この取扱いに定めのない事項については、本学の諸規程を適用するほか、学長が別に定める。